



区役所等からの お知らせ

介護保険負担割合証を 送付します

要介護・要支援認定を受けている方及び総合事業の事業対象者の方全員に、令和8年8月から令和9年7月に介護サービス等を利用した際の自己負担割合(1割から3割)を記載した「介護保険負担割合証」を7月中旬に送付します。

介護サービス等を利用する際に、「介護保険被保険者証」と併せてサービス提供事業者に提示をお願いします。



問合せ 保健福祉課(高齢者支援)1階⑩番
☎06-6915-9859

介護保険料決定通知書を 送付します

65歳以上の方(介護保険の第1号被保険者)で、年金からのお支払いにより保険料を納めていただいている方に、介護保険料決定通知書を7月中旬に送付します。また、口座振替や納付書等で保険料を納めていただいている方には、4月に決定通知書を送付しましたが、保険料段階の変更や納付方法が年金からのお支払いに変更となる方には改めて送付します。

問合せ 保健福祉課(高齢者支援)1階⑩番
☎06-6915-9859



介護保険料決定通知書の 保管をお願いします

高齢者用①肺炎球菌ワクチン②帯状疱疹ワクチン③新型コロナワクチン④インフルエンザワクチンの接種費用助成対象者は、介護保険料段階が1~4の場合、接種費用が無料となる確認書類として使用できますので、大切に保管してください。



問合せ 保健福祉課(健康づくり)1階⑪番
☎06-6915-9882

後期高齢者医療制度の 資格確認書と保険料決定通知書を 送付します

後期高齢者医療制度ではマイナ保険証を基本とする仕組みに移行しましたが、大阪府内においては、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、後期高齢者医療制度の被保険者の方全員に資格確認書(水色)を7月中旬までに送付します。

現在の資格確認書(桃色)は8月から使えなくなりますのでご注意ください。

資格確認書(水色)の配達時に不在の時は郵便局に保管され、お知らせが投函されます。7月中旬に届かない場合や郵便局の保管期限を過ぎた場合は、区役所窓口サービス課(保険年金)までお問い合わせください。

また、後期高齢者医療制度の保険料決定通知書を7月中旬に送付します。7月中旬に届かない場合は区役所窓口サービス課(保険年金)までお問い合わせください。

問合せ 窓口サービス課(保険年金/保険)
3階③番 ☎06-6915-9956



国民健康保険

資格情報のお知らせを送付します

大阪市国民健康保険に加入中のマイナ保険証をお持ちの方のうち、資格情報のお知らせをまだお持ちでない方に、7月下旬までに資格情報のお知らせを送付します。(70歳以上の方は、当該資格情報のお知らせに8月以降の負担割合を記載しています。)

資格情報のお知らせは、マイナ保険証をお持ちの方がご自身の情報を簡易に把握できるように送付しますので、大切に保管してください。

7月中に届かない場合は、区役所窓口サービス課(保険年金)までお問い合わせください。

国民健康保険高齢受給者証を 更新します

大阪市国民健康保険に加入中の70歳から74歳の方のうち、資格確認書をお持ちの方へ、7月下旬までに自己負担割合を表示した新しい「高齢受給者証」を送付します。

現在の高齢受給者証は8月から使用できなくなりますので、7月中に届かない場合は、区役所窓口サービス課(保険年金)までお問い合わせください。

なお、マイナ保険証をお持ちの方には、自己負担割合を記載した「資格情報のお知らせ」を送付します。

問合せ 窓口サービス課(保険年金/保険)
3階③番 ☎06-6915-9956

令和8年度国民年金保険料の 免除・猶予申請のお知らせ

失業等経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な方は、保険料の納付を免除・猶予申請することができます。申請時の2年1か月前まで、さかのぼって申請が可能です。区役所窓口サービス課(保険年金)、または城東年金事務所まで申請してください。

詳しくはお問い合わせください。

- ◆申請期間に対応する前年所得に基づき審査を行います。審査の結果、免除が承認されない場合があります。
- ◆失業等により納付が困難な場合、状況を証明する資料が必要な場合があります。

問合せ <城東年金事務所☎06-6932-1161>
お問い合わせ可能日時
平日(月)~(金)8時30分~17時15分
(ただし週明け最初の開庁日は19時まで延長)
第2(土)9時30分~16時

問合せ 窓口サービス課(保険年金/保険)
3階③番 ☎06-6915-9956

児童扶養手当現況届 来庁予約のご案内

毎年8月に実施している児童扶養手当現況届の受付について、鶴見区役所では、窓口の混雑緩和と待ち時間の短縮のため、来庁予約制(先着順)により、特設窓口で受け付けます。

来庁予約は、大阪市行政オンラインシステムをご利用ください。

予約方法などの詳細については、後日お送りする「お知らせ(現況届について)」に同封の案内をご確認ください。

なお、予約をせずに来庁された場合、当日の予約枠に空きがないときは、後日あらためてお越しいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

予約 7月21日(火)から

来庁予約は
こちら



問合せ 保健福祉課(子育て支援)
1階⑫番 ☎06-6915-9107



重度障がい者医療費助成制度の 所得年度の見直しを行います

現在、所得制限に該当していて、医療費助成制度を受けていない方は、7月1日以降に申請いただくと、資格を取得できる可能性があります。必要書類をご確認いただき、担当までご提出ください。

また、見直しにより所得制限に該当する方は、医療証に記載の有効期限までご利用いただけます。所得制限額はホームページ等をご確認ください。

詳しくは
こちら



問合せ 保健福祉課(障がい者支援)1階⑬番
☎06-6915-9857

固定資産税・都市計画税(第2期) 納期限のお知らせ

固定資産税・都市計画税(第2期)の納期限は、7月31日(金)です。市税は、市政運営の原動力であり、市民の皆様のために大切に活用させていただきます。市税へのご理解と納期内の納付をお願いいたします。

問合せ ○固定資産税・都市計画税(土地・家屋)について
京橋市税事務所固定資産税グループ
☎06-4801-2957(土地)/2958(家屋)
FAX 06-4801-2873
○固定資産税(償却資産)について
船場法人市税事務所
固定資産税(償却資産)グループ
☎06-4705-2941 FAX 06-4705-2905

つるりっぷオレンジチーム

困ったときは ひとりで悩まずご相談ください



認知症になっても、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるために、医師・医療・介護福祉の専門職で構成される認知症初期集中支援チームです。認知症は早期に治療すれば、症状が改善したり進行を遅らせることができるものもあります。

つるりっぷオレンジチームでは、ひとりひとりの状況に合わせ、支援の方向性を検討し、ご本人やご家族の自立した生活のサポートを集中的に行います。

対象となる方は…

- ・40歳以上で認知症が疑われ、在宅(ご自宅)生活されている方。
- ・医療サービスや介護サービスを受けていない方、または中断している方。
- ・医療サービスや介護サービスを受けているが、対応が難しい方。

問合せ 鶴見区地域包括支援センター内 つるりっぷオレンジチーム
☎06-6913-9595

皆様の
気づきが大切です、
まずはご相談ください

